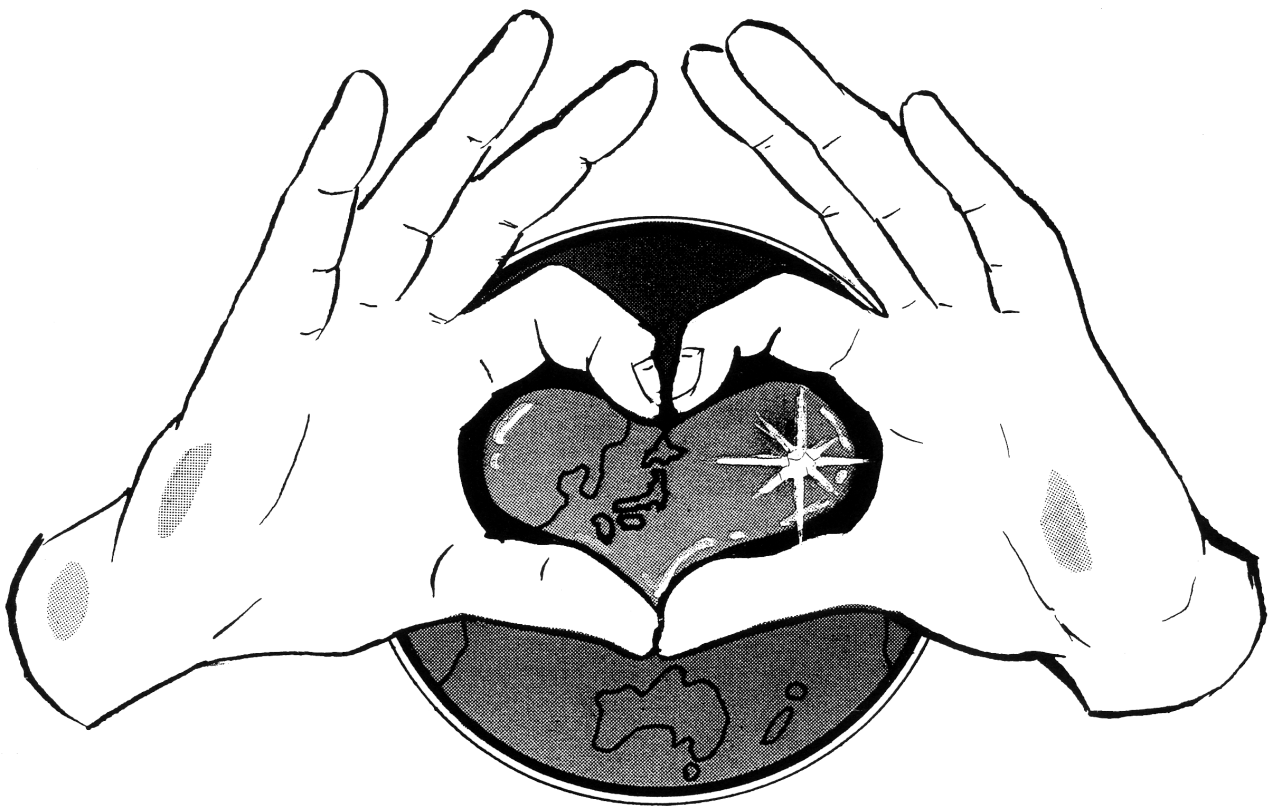


卒業まで保存

PTAのしおり



地球サイズの
あったかハートの
こどもたち

小平市立小平第七小学校

もくじ

はじめに	2
小平第七小学校 P T A 活動・組織図	3
小平第七小学校 P T A 学校活動参加のてびき	4
本部役員会	5
会計監査委員	5
P T A 本部役員選出会	6
地区 P T A	7
他団体とのかかわり	10
P T A 会費について	11
P T A 保険について	12
小平第七小学校 P T A 会則	16
細則	20

はじめに

—— 未来を担う子どもたちが

すこやかに成長するために ——

PTA（Parent - Teacher Association）は、子どもたちの幸せの実現を目指して、保護者と先生が互いに学び合い、協力して活動する団体です。子どものすこやかな成長のために広い視野に立って教育を考え、さまざまな分野の改善充実を図り、望ましい教育を推進する大きな役割をもっています。家庭と学校が密接な関係をもち相互に理解し協力することによって、家庭教育だけでなく学校教育の効果をよりあげることができます。

小平第七小学校PTAは、昭和37年（1962年）4月に小平第二小学校分校が独立して小平第七小学校となった年に出発しました。

七小PTAとして最初に取り組んだ大きな仕事は、「校歌・校章」の作成でした。その活動は、地区子ども会の育成など、今日に引き継がれている活動の原形を生み出してきました。

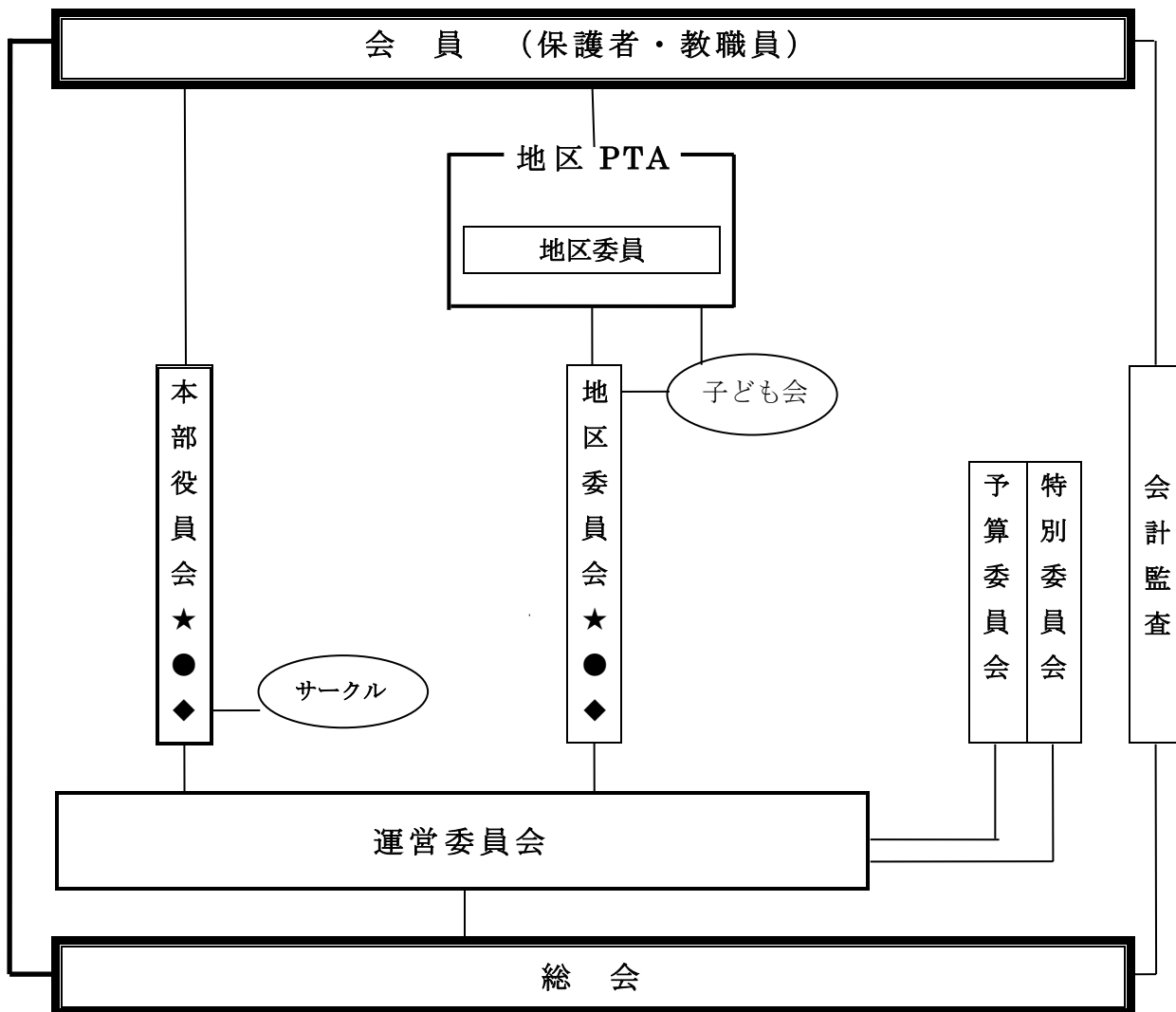
このようなPTAの趣旨や七小PTAの伝統をふまえたうえでPTA活動を発展させていくためには、多くの方々のPTA活動への参加が大切だと考えます。一人ひとりがPTA活動への強い意識をもちお互い助け合いながら、PTA本来の目的を実現できればと願っています。

小平第七小学校 P T A 活動

1. P T A の目的

わたしたちの P T A の目的は、会員である保護者と先生が一緒になって、
 こどもたちが学校生活を安全により豊かに過ごすための活動を進めることにあります。

2. 小平七小 P T A 活動組織図



関係団体 ★：青少対 ●：六中地域ネットワーク ◆：小P連

- 会員全員は、「地区 P T A」に所属し、活動します。
 地区 P T A・・・住んでいる地区の単位で作られています。各地区に地区委員を選出します。
- 総会は全会員が集まる最高決定機関です。定例は年 1 回（4 月）です。
- 運営委員会は本部役員会、地区委員会から代表が集まって P T A の日常運営にかかわる大事な問題を話し合う会です。

3. 会員としての心構え

- 互いに思いやりを持ち、できることをできる時に協力しあって活動します。
- 役員（委員）を積極的に引き受けます。
- 会費を払います。

七小保護者は、PTA活動以外にも様々な活動に関わっています。

七小支援ネット（学校支援ボランティア）、七小放課後こども教室などの活動にも地域の方々と共に連携をとって参加しています。

本部役員会

本部役員会は、PTA活動の運営、各委員会のとりまとめを行います。また、家庭・学校・地域のパイプ役としての役割を担っています。

役員名	自校の活動	校外の活動
会長（1名） 副会長（若干名）	<ul style="list-style-type: none"> ・ お便りチェック ・ 防犯パトロールプレート協力者の募集と管理 ・ PTAサークルの窓口 ・ PTA本部役員選出会のとりまとめ …など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小P連の各会に出席 (入門講座、理事会、会長交流会、部門別交流会など) ・ 青少対の各会に出席（常任委員会、各行事実行委員会、総会など） …など
書記（若干名）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員会などの資料作成、お便りの発行、各種書類管理 ・ 郵便書類の振り分け、管理…など 	なし
会計（若干名）	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTA保険の窓口 ・ PTA会費の管理 (集金、各種支払い、予算編成、決算報告など) ・ 転入・転出児童、見舞金該当児童などの情報確認 ・ 備品、消耗品の管理 ・ 次年度会計監査 …など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小P連交流会に出席 …など
本部役員全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各会議の開催（総会、運営委員会、予算委員会、役員会など） ・ PTA学校活動のとりまとめ …など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少対行事のお手伝い …など

会計監査委員

会計監査委員は、3名（前年度本部役員会計2名と教職員1名）を選出し、総会で承認を得ます。

1. 会計監査委員の任期は1ヶ年とする。
2. 会計監査委員は、その年度の会計を監査し総会で報告する。
3. 会計監査委員は、本部役員および他のいかなる委員（子ども会を含む）も兼任できない。
4. 前年度本部役員会計に該当者がいない場合（卒業、転居などにより）、前年度本部役員の中から選出する。

P T A本部役員選出会

P T A本部役員選出会とは、言葉のとおり、次年度の本部役員を選出する会です。

各クラス1名以上の本部役員候補メンバーを選出します。次に本部役員候補メンバーが集まり、お互いに話し合い次年度の本部役員候補者を選出します。この会をP T A本部役員選出会といいます。

1. 本部役員は一世帯1回とします。
2. 役員（会長を除く）の人数は流動的とします。
3. 本部役員候補メンバーとは、P T A本部役員選出会に出席する方のことです。任期は1ヶ年です。

本部役員に欠員が生じた場合は再度P T A本部役員選出会を開催し、新たに候補者を選出することがあります。

4. 本部役員免除対象者
 - ・本部役員の経験者
 - ・各委員会委員長、副委員長（旧学級委員、地区委員）の経験者
 - ・各種特別委員会代表、副代表の経験者

上記の免除対象者は、本部役員候補メンバーに立候補することができます。

P T A本部役員選出会の流れ

1. 本部役員候補メンバー選出

各クラス1名以上の本部役員候補メンバーを選出します。

- ① はじめに立候補を募ります。免除対象者も立候補することができます。
- ② 立候補がない場合、経歴をもとに選出対象者を確認し、十分話し合いをした上で、選出対象者の中から本部役員候補メンバーを選出します。
 - ・ 本部役員候補メンバーは、この時点で本部役員候補者として決定されるわけではありません。

2. P T A本部役員選出会

本部役員候補メンバーの中から、本部役員候補者を選出します。

- ① メンバーは自己紹介によってお互いをよく知り合います。
- ② メンバーは役員経験者の話を聞いたり質問をしたりして、わからないことや不安に思っていることなどを少しでも解消し、本部役員に関する理解を深めます。
- ③ メンバー同士が納得のいくまで話し合い、本部役員候補者を選出します。
- ④ 本部役員候補者が決定したら、本部役員は全会員に報告をします。

3. P T A総会

本部役員候補者は、総会で承認を得て正式に本部役員となります。

承認後、活動を開始します。

地区 P T A

地区単位で活動する P T A です。こどもの七小入学と同時に自動的に各地区 P T A に所属することになります。地区は、5 ブロック・20 地区に分かれています。(P.9 地図参照)

地区 P T A 活動をとりまとめ、P T A 活動全体に反映させていくため、また、地域の校外活動参加のために、各地区から地区委員を選出します。(選出方法は各地区により異なります)

地区委員会

各地区での話題や問題点を話し合い、地区活動をスムーズに進められるよう心がけています。学校・地域・市・警察と連携して通学路の安全確保、防犯面では学区内の危険マップ作成、「こども 110 番の家」への協力をお願い、また小 P 連・青少対などとの交流を通して地域との橋渡しとなる活動をしています。

事情によりブロックの変更、地区の合併・分割などが生じる場合は、委員会で話し合い運営委員会にて承認を得ます。

地区委員会は、委員総会前(前年度 3 月頃)に委員長(1 名)、副委員長(若干名)を選出します。

スクールゾーン当番

平成 2 年(1990 年)、P T A 会員全体の活動として取り組みが始まりました。平成 16 年(2004 年)から 3 箇所危険箇所登校時のこどもたちの安全確保を当番制で行っています。多くの方々が、自分のこどもが通らない箇所の当番を引き受けてくださっています。

スクールゾーン当番の管理は、地区委員会で行っています。



子ども会との関わり

子ども会は「こどもたちによるこどもたちの会」です。地区 P T A は、子ども会委員を選出し、子ども会に関わっています。子ども会委員は各団体からの援助金についての手続き等も行います。

< 主な活動内容 >

委員	委員長・副委員長
<ul style="list-style-type: none">・「地区委員会」出席・「青少対行事」お手伝い・「スクールゾーン当番」管理・「こども 110 番の家」管理	<ul style="list-style-type: none">・「運営委員会」出席・「地区委員会」開催・「小 P 連(部門別)」出席・「青少対各会」出席・通学路危険箇所確認・「予算委員会」出席

地区委員免除対象者

本部役員を経験した方は、以後、地区委員長および地区副委員長への就任を生涯免除されます。

また、本部役員の在任期間に応じ、以下のとおり地区委員への就任が免除されます。

1. 本部役員を1年間務めた場合、地区委員を1年間免除されます。

2. 本部役員を2年間務めた場合、地区委員を2年間免除されます。

※旧互選会運営委員会、会計監査委員も本部役員と同様の扱いとなります。

- ・上記の規定にかかわらず、少人数の地区においては、免除期間中であっても地区委員に任命される場合があります。その場合は、当該地区内で協議のうえ決定するものとします。

地区分布図

5ブロック・20地区に分かれて活動を行います。

ブロック	地区
1	美園・ひまわり・仲よし・あさひ
2	青空一区・青空二区・さくら会・ゆり
3	つくし・赤とんぼ・たんぽぽ・さつき
4	みどり会・麦の会・杉の子
5	あさがお・あけぼの・多摩の台一区・多摩の台二区・多摩の台三区



他団体とのかかわり

————— P T A 活動は、校内だけにとどまりません。 —————

1) 小P連（小平市立小学校P T A 連合会）

単一の学校だけで解決できない問題を協議し解決の方向に持っていくための組織です。市内19校中10校（2024年度現在）が加盟。活動としては、各校のP T Aの情報および意見の交換を行う理事会・会長交流会などの会合、部門別の交流会（「学年学級」、「地区校外」、「会計」、「選考」）、講演会およびP T Aの親睦のための球技大会（卓球、バレーボール）を行っています。また、これらの活動を支えるため会費を納めています。

2) 青少対（小平市青少年対策七小地区委員会）

青少年を取り巻く環境には、青少年の健全な成長、発達をさまたげる要因があり、そうした問題を解決するための活動を行っています。

委員には、地区内の有志、自治会、商店会、子ども会、小平第七小学校・小平第六中学校・私立錦城高等学校の教職員、六中P T A会員、民生児童委員、保護司、青少年委員など多くの方々が選出されています。

七小P T Aも青少対の主要構成団体となり、委員として参加しています。

3) 六中地域ネットワーク

平成13年の池田小学校事件を契機に「地域のこどもたちを地域で見守り育てる」をスローガンとして平成15年に発足。

小平第七小学校、小平第十一小学校、小平第六中学校の教職員およびP T A、七小地区・十一小地区青少対、私立錦城高等学校、その他諸団体が情報交換を行っています。



ふれあいコンサート

P T A会費について

P T Aでは、保護者と先生が協力して「こどもたちが健康で、すこやかに成長する。」という目的を実現するための活動を行っています。各家庭よりおあずかりした大事な会費は、個人的なものではなく、その活動のために使います。

- 担任の先生へ物品を贈ることはやめるようにしています。ただし思い出の写真、メッセージ集などは各委員と担任とで判断しています。
- 学校でこどもたちに駄菓子など（文具は除く）を贈ることは控えています。

P T A会費は主にP T A活動の運営費として使われます。地区活動費、各委員会活動費、卒業記念・活動費、消耗品費（印刷用紙代、インク代、事務用品費など）、印刷機購入および周年行事のための積立金などに使われています。

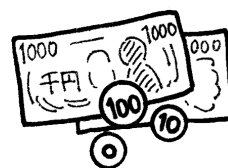
会費は一世帯および教職員1名につき、年間1,400円（P T A保険料を含む）を5月に口座より引き落としさせていただきます。

転出される会員の方への返金額および転入される会員の方の納入額

転出入月	返金額および納入額
4月 ～ 6月	1,400円
7月 ～ 9月	1,050円
10月 ～ 12月	700円
1月 ～ 2月	350円
3月	0円

※転出される場合は、転出日が決まりましたら返金の手続きをしますので、会計までお知らせください。お知らせなき場合はお支払いできない場合があります。

※転入された年は、口座引き落としではなく、現金で納入していただきます。



P T A 保 険 に つ い て

契約会社：東京海上日動火災保険株式会社

契約期間：当年5月1日（午後4時）から次年5月1日（午後4時）まで

但し、6年生は3月31日まで、新1年生は4月1日から対象。

I. P T A 団 体 傷 害 保 険 の 概 要

1. 保 険 の 対 象 と な る 方 (被 保 険 者)

- ◆ P T A 会 員 (父 母 会 員 ・ 教 師 会 員) お よ び 七 小 に 通 学 す る 児 童
- ◆ P T A 会 員 の 同 居 の 親 族
- ◆ P T A 行 事 へ の 参 加 が 事 前 に P T A よ り 認 め ら れ て い る 者

2. 保 険 金 を お 支 払 い す る 場 合

本 P T A が 主 催 ・ 共 催 す る 行 事 参 加 中 (自 宅 と 行 事 会 場 と の 往 復 途 上 を 含 む ま す 。) に P T A 会 員 お よ び 児 童 ・ 生 徒 ・ P T A 会 員 と 同 居 の 親 族 ・ P T A 行 事 へ の 参 加 が 事 前 に 認 め ら れ て い る 者 等 が 事 故 に よ っ て 傷 害 を 被 っ た 場 合 、 保 険 金 を お 支 払 い し ま す 。

< 具 体 的 事 故 例 >

- P T A 主 催 の バ レ ー ボ ー ル 大 会 中 、 転 倒 し て 骨 折 、 入 院 し た 。
- P T A 総 会 参 加 中 ケ ガ を し た 。
- 朝 ・ 夕 の 児 童 ・ 生 徒 の 登 下 校 の た め の 交 通 指 導 中 に ケ ガ を し た 。

3. お 支 払 い す る 保 険 金 の 種 類

① 死亡保険金	(保 険 金 額 200 万 円) 事 故 の 日 か ら 180 日 以 内 に そ の ケ ガ が 原 因 で 亡 く な ら れ た と き 、 死 亡 ・ 後 遺 障 害 保 険 金 額 の 全 額 を お 支 払 い し ま す 。
② 後遺障害 保険金	(保 険 金 額 8 万 円 ～ 200 万 円) 事 故 の 日 か ら 180 日 以 内 に そ の ケ ガ が 原 因 で 後 遺 障 害 が 生 じ た と き 、 そ の 程 度 に 応 じ て 死 亡 ・ 後 遺 障 害 保 険 金 額 の 4% ～ 100% を お 支 払 い し ま す 。
③ 入院保険金	(保 険 金 額 1 日 2,500 円) ケ ガ の た め 入 院 (入 院 に 準 じ た 状 態 を 含 む ま す 。) し て 医 師 の 治 療 を 受 け 、 日 常 の 業 務 や 生 活 が で き な く な っ た と き 、 そ の 入 院 日 数 に 対 し 事 故 の 日 か ら 180 日 を 限 度 と し て 入 院 保 険 金 日 額 (2,500 円) を お 支 払 い し ま す 。
④ 手術保険金	(保 険 金 額 入 院 2,5 万 円 ・ 入 院 以 外 12,500 円) ケ ガ を さ れ 所 定 の 手 術 を 受 け ら れ た 場 合 に 入 院 保 険 金 が 鶴 の 10 倍 (入 院 中 の 手 術) ま た は 5 倍 (入 院 中 以 外 の 手 術) の 額 を お 支 払 い し ま す 。
	た だ し 、 1 事 故 に つ い て 事 故 の 日 か ら そ の 日 含 め 180 日 以 内 の 期 間 に 受 け た 手 術 に 限 り ま す 。 ま た 、 1 事 故 に 基 づ く ケ ガ に つ い て 1 回 の 手 術 に 限 り ま す 。

⑤通院保険金	<p>(保険金額1日1,500円)</p> <p>ケガのため通院(往診を含みます。)して医師の治療を受け、平常の業務や生活に支障をきたしたとき、事故の日から180日以内の通院日数に対し90日を限度として通院保険金日額をお支払いします。</p> <p>ただし、平常の業務または生活に支障がない程度になったとき以降の通院に対しては、お支払いできません。</p>
--------	--

(注)①および②としてお支払いする保険金は、保険期間(保険の契約期間)を通じ、合計して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険加入者や参加者、保険金受取人の故意による傷害
- ② 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による傷害
- ③ 脳疾患、疾病(日射病、熱射病を含みます。)、心神喪失による傷害
- ④ 地震、噴火、これらによる津波による傷害
- ⑤ むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの等

II. P T A管理者賠償責任保険の概要

1. 保険金をお支払いする場合

◎ P T A活動を行っている際(管理者賠償責任担保条項)

(イ) P T Aの役員・責任者の不注意、管理・指導ミスにより、児童、父母、教師または第三者に損害をあたえ、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

<具体的事故例>

- P T Aバザー会場の看板が落ちて、入場者に当たりケガをした。
- ソフトボール大会中、ボールが窓に当たり、隣家の窓ガラスを割った。

(ロ) 第三者からの借用物を損壊し、法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。(自己負担5,000円)

<具体的事故例>

- P T A総会会場で、借りていたマイクを落とし、破損してしまった。
- ソフトボール大会で、学校から借りていたバットを折ってしまった。

2. お支払いする保険金の種類

次のような損害賠償金および諸費用に対して、保険金をお支払いします。

- ① 法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- ③ 損害を防止、軽減するために要した費用、および他人に対する損害賠償請求権を保全、行使するために要した費用
- ④ 訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用

- ⑤ 東京海上日動火災が本PTAに代わって損害賠償請求の解決にあたった場合、
本PTAが東京海上日動火災への協力のために直接要した費用

PTA活動遂行中賠償責任	保管物（借用物）賠償責任
対人賠償 1名につき 5000万円 1事故につき 3億円	保険期間中 500万円 (免責金額は1事故につき5000円)
対物賠償 1事故 500万円 (免責金額は1事故につき0円)	

3. 保険金をお支払いできない主な場合

◎PTA活動を行っている際（管理者賠償責任担保条項）

- (イ) 保険契約者または被保険者（保険の対象となる方）の故意によって生じた損害賠償責任
- (ロ) 自動車（原動機付自転車を含む）による損害賠償責任
- (ハ) 提供した飲食物および販売した物品による損害賠償責任
- (ニ) 借用物の瑕疵（かし）、自然の消耗もしくは性質による破損、または、保管物を貸主に返還した日から30日を経過して後に発見された保管物に起因する損害賠償責任
- (ホ) PTA活動の終了後にPTA活動以外の活動に起因する損害賠償責任

Ⅲ. 注意事項

- ① PTA規約に基づき運営委員会で承認された活動のみが保険の対象になりますので、全ての活動計画を運営委員会に報告し、承認を得てください。
(イ) 本部、学年、学級、地区、特別委員会、サークルの場合
→「活動報告書」で報告し、運営委員会の承認を得る。
- ② 当日の活動を始める前に、主催者は注意事項（気をつけてもらう事など）を参加者に必ず伝えてください。
- ③ 主催者はその活動終了時に事故の有無を必ず確認してください。
また、保険金の授受に関係なく事故があった場合は、本部役員に速やかに連絡をしてください。

控えをとっておいてほしい事

- 事故があった年月日、写真（現場・現状）、時間、場所、行事名
- ケガをした方のお名前など

●事故があった場合は、学校を通してPTA本部保険担当までご連絡ください。

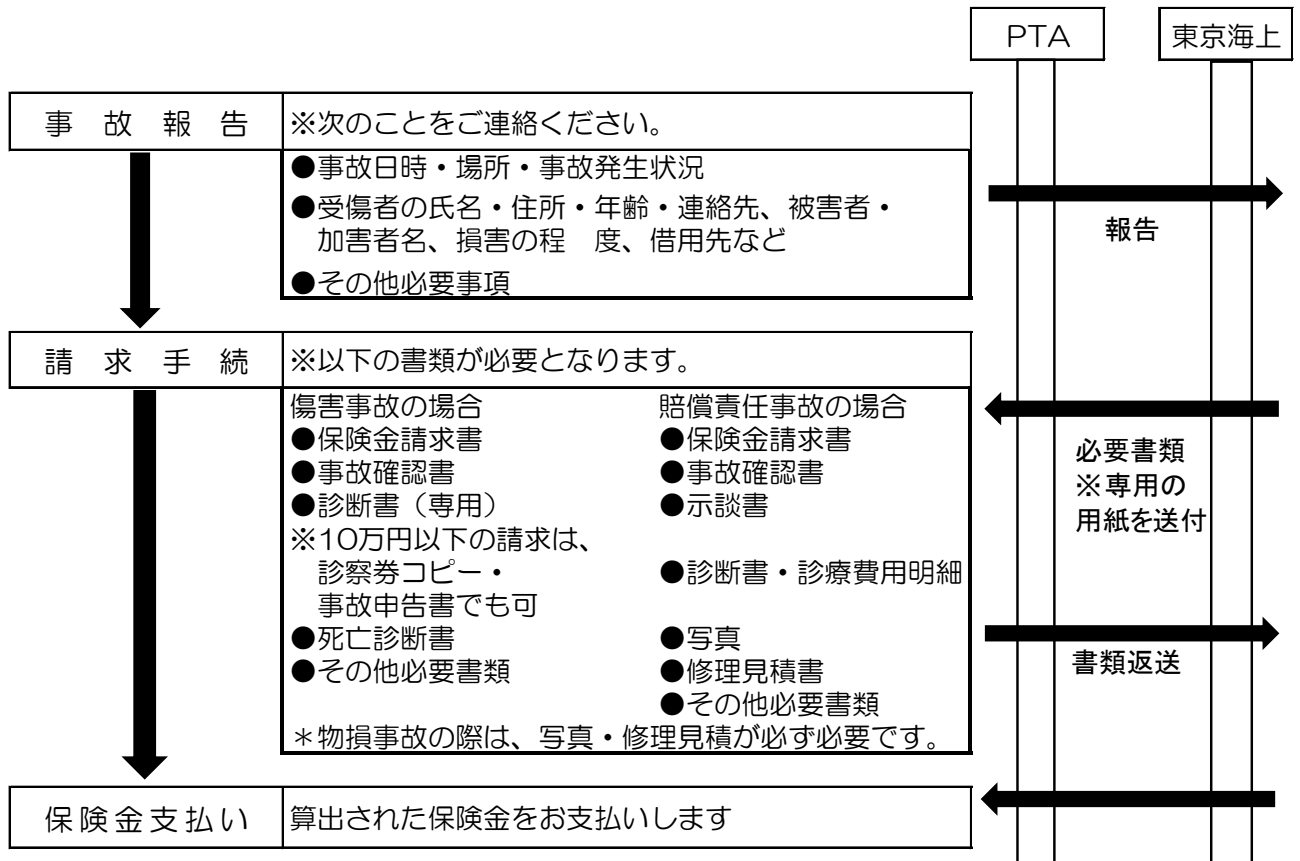
小平市立小平第七小学校 ☎ 042-341-0664

PTA本部保険担当 PTA本部会計

*その他：主催者が管理できる範囲で〈立案・計画・実行〉をしてください。

IV. 事故発生時の手続き

事故が発生した場合、本人またはPTA役員の方が、次の手続きしてください。



小平第七小学校PTA会則

第1章 名 称

第1条 この会は、小平市立小平第七小学校PTAという。

第2章 事 務 所

第2条 この会は、事務所を小平第七小学校内に置く。

第3章 目 的

第3条 この会は、保護者と教師が協力して児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4章 方針および活動

第4条 この会は、会員の総意に基づいて、民主的に運営する。

第5条 この会は、地区PTA活動を基盤として運営する。

第6条 第3章の目的をはたすために、次の活動を行う。

1. 児童の人間性豊かな成長、発達をはかる活動。
2. 地域・社会における児童の教育、生活環境の充実、および地域・社会の連帯を深める活動。
3. 教育条件と教育環境の充実をはかる活動。
4. 保護者と教師が互いに向上し合い、理解と協力を深める活動。
5. 会員の意見を会に反映させるとともに、広報活動を行う。
6. その他、この会の目的を達成するために必要な活動。

ただし、① この会は、学校の経営や校内人事に干渉しない。

② この会は、特定の政党や宗教を支持しない。

③ この会は、営利を目的とした行為をしない。

第5章 会 員

第7条 会員は、この学校に在学する児童の保護者および教職員とする。

第6章 役 員

第8条 この会の役員は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 会長 1名 | 2. 副会長 若干名 |
| 3. 会計 若干名 | 4. 書記 若干名 |

第9条 役員の仕事は、次のとおりである。

1. 会長は会務を総括しこの会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長の不在の場合はその代理をする。
3. 会計は、この会のすべての金銭の収支を記録し、定期総会で会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
4. 書記は、庶務の処理にあたり総会並びに運営委員会の議事を記録し、各種の会合について通知する。
5. 役員は、対外活動（小P連・青少対等）に協力的に参加する。

第10条 役員は下記によって選出する。

1. 第8条の第1項から第4項の役員はPTA本部役員選出会で選出し、総会で承認を得る。
2. PTA本部役員選出会には、各クラスより1名以上が参加しなければならない。ただし、特別な事情があるクラスは、同学年の他クラスの者に換えることができる。
3. PTA本部役員選出会運営の運営は、本部役員で行う。
4. 役員候補者の氏名は総会当日以前に全会員に知らせる。
5. 本部役員候補メンバーの任期は1ヶ年とし、役員に欠員が生じ、会長が必要とした場合は候補者を選出する。

第11条 役員の任期は1ヶ年とする。ただし重任は2ヶ年、再任は4ヶ年を限度とする。

第12条 第8条1. 2. 3. 4. 項の役員は互いに兼任できない。

第7章 会計監査委員

第13条 会計監査委員は、3名（前年度役員会計2名と教職員1名）選出し、総会で承認を得る。ただし、前年度役員会計に該当者がいない場合は、前年度役員がこれにあたる。

1. 会計監査委員の任期は1ヶ年とする。
2. 会計監査委員は、役員および他のいかなる委員も兼任できない。

第14条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し総会で報告する。

第8章 会 議

第15条 この会には次の会議を置く。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会

第16条 1. 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であり、年1回以上開催し、次の事項を行う。

- ① 前年度の活動報告および決算報告の承認。
- ② 新役員および会計監査委員の承認。
- ③ 新年度の活動方針および予算の審議決定。

④ その他必要な事項の審議決定。

2. 総会は運営委員会が召集する。また全会員（世帯数、以下会員という）の5分の1以上の要求があったときには、速やかに開催しなければならない。

第17条 総会の成立は、全会員の3分の1以上とする。（ただし委任状を含む）

1. 総会は、議長（教職員）1名、副議長1名、書記を選び運営する。
2. 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決定する。

第18条 運営委員会は、総会につぐ議決機関であり、総会において委任された事項、および、緊急必要事項を審議決定し運営にあたる。

第19条 運営委員会は、役員、地区委員会正副委員長をもって構成する。

第20条 運営委員会の任務は、次のとおりである。

1. 総会に提出する議案、予算案を立案する。
2. 総会で議決された事項の執行をはかる。
3. 地区および各委員会において立案された活動計画を審議、調整し、その実現に協力する。必要に応じて運営委員会で活動を立案し、その実行をはかる。
4. 総会で決定した当年度予算を執行し、調整する。
5. 特別委員会の設置および解散を審議決定する。
6. 会則に基づき、この会の運営に必要な細則を制定、改廃する。
7. その他必要と思われる事項について審議する。

第21条 運営委員会は、会長が必要と認めた時または構成員の4分の1以上の要求があるときに開催する。

第22条 運営委員会の成立は、構成員の2分の1以上とする。

1. 運営委員会の決議は、構成員の出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決定する。

第23条 役員会は、運営委員会で決定された事項の執行にあたる。緊急で運営委員会をもてない場合、役員会で責任執行をすることができる。この場合事後に運営委員会に報告しなければならない。

第9章 地区PTA

第24条 地区PTAは、この会の基盤となる組織であり、第3章、第4章の精神に基づき活動を行う。

第25条 地区PTAは、細則5条1項に定めるブロックごとに、ブロックPTA活動を行う。

1. ブロックは、地区代表委員によってブロック委員会を構成する。
2. ブロック委員会は、ブロック長1名を選出する。
3. ブロック長は、地区委員長、副委員長とともに地区PTAの運営にあたる。

第26条 地区PTAは、ブロック内を数地区に分け、地区の保護者と担当教師によって構成する。

第27条 地区PTAは、2名前後の地区委員を選出し、うち1名を地区代表委員とする。

1. 地区委員は、担当教師と協力して地区PTA活動を行う。

第28条 地区代表委員は、地区委員会を構成し、委員長1名、副委員長若干名を互選する。

第10章 会 計

第29条 この会の経費は、会費、雑収入をもってあてる。

第30条 会費は、一世帯および教職員1名につき、年間1,400円(PTA保険料を含む)とする。

第31条 この会の資産は、第3章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第32条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11章 付 則

第33条 会則の改正は総会の承認を得なければならない。

第34条

1. この会則は、昭和38年5月12日から実施する。
2. この会則は、昭和42年5月20日から実施する。
3. この会則は、昭和45年5月3日から実施する。
4. この会則は、昭和48年5月12日から実施する。
5. この会則は、昭和49年5月10日から実施する。
6. この会則は、昭和51年5月8日から実施する。
7. この会則は、昭和52年4月30日から実施する。
8. この会則は、昭和54年4月28日から実施する。
9. この会則は、平成4年(1992)4月1日から実施する。
10. この会則は、平成8年(1996)4月1日から実施する。
11. この会則は、平成11年(1999)4月1日から実施する。
12. この会則は、平成15年(2003)4月1日から実施する。
13. この会則は、平成21年(2009)4月21日から実施する。
14. この会則は、令和4年(2022)4月1日から実施する。
15. この会則は、令和6年(2024)4月1日から実施する。
16. この会則は、令和8年(2026)7月1日から実施する。

細 則

第 1 条 役員選出方法

1. 本部役員は、P T A本部役員選出会を開催し次年度の役員候補者を選出する。
2. P T A本部役員選出会において、同一役員に定数以上の候補者がでて調整がつかない場合は、全会員による投票で決する。
3. 投票は在宅投票とし、全会員の3分の1以上で成立し、その過半数をもって当選とする。
4. 開票結果を全会員に知らせる。
5. 投票により決定された役員は、総会の承認を要さない。
6. 次年度会計監査委員は本部役員の中から選出する。

第 2 条 運営委員会

1. 運営委員（ただし役員を除く）に事情のあるときは、選出母体の他の委員が代理として出席できる。
2. 運営委員会の議長は互選する。
3. 会員は運営委員会を傍聴し、議長の許可を得て意見を述べるができる。ただし、採決に参加することはできない。

第 3 条 特別委員会

1. 特別な事項については、運営委員会が必要と認めるときは、臨時に特別委員会を設けることができる。この委員の選出や会の性格、運営については設置のときに運営委員会で決める。
2. 特別委員会の代表は、必要に応じて運営委員会に出席し、報告および意見を述べることができる。

第 4 条 予算委員会

予算案の作成は運営委員会が予算委員会に付託する。
予算委員会は、役員、地区委員会の代表によって構成する。
内定された次年度委員およびサークルの代表者は、傍聴し意見を述べるができる。

第 5 条 地区P T A

1. ブロックは次のとおりとする。
 - 1ブロック
 - 2ブロック
 - 3ブロック
 - 4ブロック
 - 5ブロック
2. 地区P T Aは、活動の一環として子ども会活動をする。
 - ① 子ども会は、児童委員若干名を選出する。
 - ② 保護者は、子ども会委員若干名を選出し、子ども会を育成する。

第 6 条 サークル

1. 会員は、本則第6条の活動の一環として、運営委員会の承認を得てサークルを結成することができる。
2. サークル活動は会員1名以上の在籍が必要である。
3. サークルの活動費の一部をPTA予算から支出する。但し会員5名以上の在籍のある団体に限る。
4. サークル活動はサークル部員が自主的に行う。

第 7 条 弔慰・見舞金

会員、児童の弔慰・見舞金は、次のとおりとする。

1. 弔慰金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000円
2. 児童見舞金（病気、負傷で1ヶ月以上欠席の場合） 3,000円
見舞金については、事情に応じて運営委員会で協議し決定する。
3. 上記1. 2. で処理できない事態が生じた場合は、運営委員会で決定し支出できる。

昭和 55 年	4 月	発行
昭和 58 年	4 月	第 2 版発行
平成 2 年	2 月	第 3 版発行
平成 8 年	4 月	改訂版発行
平成 11 年	12 月	第 5 版発行
平成 15 年	3 月	改訂版発行
平成 18 年	3 月	呼称変更（教頭から副校長）のため修正
平成 21 年	4 月	改訂版発行
平成 23 年	4 月	改訂版発行
平成 24 年	4 月	改訂版発行
平成 25 年	4 月	改訂版発行
平成 26 年	4 月	改訂版発行
平成 27 年	4 月	改訂版発行
平成 28 年	4 月	改定版発行
平成 29 年	4 月	改定版発行
平成 30 年	4 月	改訂版発行
平成 31 年	4 月	改訂版発行
令和 2 年	4 月	改訂版発行
令和 3 年	4 月	改訂版発行
令和 4 年	4 月	改訂版発行
令和 5 年	4 月	改訂版発行
令和 5 年	10 月	改訂版発行
令和 6 年	4 月	改訂版発行
令和 7 年	4 月	改訂版発行
令和 8 年	7 月	改訂版発行

編 集 平成 20 (2008) 年度 P T A 本部役員会

平成 20 (2008) 年度 P T A 活動検討委員会

発 行 小平市立小平第七小学校 P T A

表 紙 前本校教諭 今田 剛

裏表紙 前本校教諭 今田 剛



小平市立 小平第七小学校 校歌

古関吉雄 作詞
岡本敏明 作曲

♩=108
mf

1. ひ かり あ か ー る く ふ り ー そ そ ぎ
2. ひ ら く は や ー し に お の ー の ね が
3. こ こ ろ ゆ た ー か に む つ ー み あ い

f

ふ じ の ね か ー す む む ー さ ー し の に
こ だ ま を よ ー ん だ と ー お ー い ひ を
す す む ゆ く ー て を み ー ち ー び い て

mf

は な う つ く し く さ き ー に お い
う け つ ぎ い ま も は げ ー む こ の
さ か え か が や く ほ こ ー り の な

f

お も い も き よ ら に す ー み ー わ た る
き ぼ う の う た ご え た ー か ー く と べ
こ だ い だ い し ち し ょ ー う ー が っ こ う

一、光あかるく 降りそそぎ

富士の嶺かすむ 武蔵野に

花うつくしく 咲きにおい

思いも清らかに 澄みわたる

二、開く林に 斧の音が

こだまを呼んだ 遠い日を

うけつぎ今も はげむ子の

希望の歌声 高く飛べ

三、心ゆたかに 睡みあい

すすむ行く手を みちびいて

栄えかがやく 誇りの名

小平第七小学校

